

職員の不祥事防止に向けた取組み

～県民に信頼される教職員であるために～

平成27年10月

山形県教育委員会

目 次

職員の皆さんへ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I 取組みの背景等	
1 「職場の不祥事防止に向けた取組み」の背景・・・・・・・・	2
2 不祥事の発生状況とその背景・要因・・・・・・・・	3
(1) 不祥事の発生状況	
(2) 不祥事の背景・要因	
3 不祥事による影響・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1) 組織への影響	
(2) 教職員本人等への影響	
(3) 被害者への影響	
II 具体的な取組み	
1 全庁的な取組み・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1) 職場から不祥事を出さないための取組み	
(2) 教職員一人ひとりの倫理観を高める取組み	
(3) 所属長等による教職員の状況把握	
2 各職場での取組み・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3 教職員自らの取組み・・・・・・・・・・・・・・・・	15
4 子どもや若者が犯罪の被害者とならない・加害者とならない取組み・・・	18
III 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	19
・不祥事を起こさないためのセルフチェックシート	
・懲戒処分の基準	
・各種相談窓口	

職員の皆さんへ

今般、県職員が逮捕・起訴されるなど重大な不祥事が相次いで発生したことは、本当に残念であり、遺憾の極みです。

これらの行為は、県職員全体の信用を著しく失墜させるものであり、まさにゆゆしき事態であります。

県民の皆様のご期待と信頼に応え、失った信用を回復していくためには、職員一人ひとりが法令を遵守することはもとより、職務外の日常生活を含めて自らの行動を律し、倫理観を高め、職員一丸となって、不祥事防止に向けた実効性のある対策に全庁を挙げて真剣に取り組んでいかなければなりません。

このため、各職場において不祥事防止のための具体的な取組みについて議論した結果を集約し、「職員の不祥事防止に向けた取組み」としてまとめました。

今後、このようなことが決して起こることのないよう、職員一人ひとりが率先垂範を旨として、この取組みを着実に実行していくことが何より大事です。

引き続き「県民視点」「現場主義」「対話重視」の3点を基本的な意識・姿勢として業務に取り組む、職場では「報告」「連絡」「相談」のホウ・レン・ソウをしっかりと実行し、お互いに挨拶や声掛けを行い、風通しの良い職場をつくっていかなければなりません。

そのことが、チームワークや心の健康につながり、県民の皆様へのサービス向上にもつながります。

「県民の幸せのために」というミッションを常に念頭に置いて、対話を重視し、「心の通う温かい県政」を一緒に推進していきましょう。

平成27年10月

山形県知事 吉村美栄子

I 取組みの背景等

1 「職場の不祥事防止に向けた取組み」の背景

- 近年、残念ながら教職員による重大な不祥事（非違行為）が相次いで発生している。
知事部局では、平成27年度に入り、強要未遂等により逮捕され懲戒免職となった事案や、児童ポルノ禁止法違反で逮捕され罰金刑を受けた事案が発生している。
また、教育委員会では、平成26年度に、ひき逃げによる死亡事故で懲戒免職となった事案や、平成27年度に入ってから、酒気帯び運転により懲戒免職となった事案が発生している。

- 短期間のうちに、このような事案が相次いで発生したことは、遺憾の極みである。
また、県民の皆様からは、電話やメール等により多くの厳しい御意見が寄せられている。
一部の教職員のこうした行為が、県行政全体に対する信用を著しく損ね、県勢発展のため日々努力している多くの教職員にも大きな影響を与えることを深く認識しなければならない。

- 今般の事案を教職員一人ひとりが自らのこととしてしっかり受け止めるとともに、法令を遵守することはもとより、職務外の日常生活を含めて自らの行動を律し、再びこのような不祥事を起こすことのないよう、全庁を挙げて取組みを進めていかなければならない。
このため、これまでに発生した不祥事の背景や要因の分析を踏まえた具体的な取組みと合わせて、職場内における話合いの結果を踏まえて作成した宣言文に記載された取組みを集約し、「職員の不祥事防止に向けた取組み」として取りまとめた。

- この非常事態を厳しく認識するとともに、県民の皆様の期待と信頼に応え、失った信用を回復していくためには、全力で職務に取り組むことはもちろん、山形県職員としての初心にいま一度立ち返り、基本的な心構えや姿勢を改めて確認し、ここに取りまとめた取組みを着実に実行していかなければならない。

2 不祥事の発生状況とその背景・要因

(1) 不祥事の発生状況

- 教職員の不祥事に係る懲戒処分事案（私的な非行事案（交通事故及び速度超過違反を除く。))は、過去10年間（平成27年度は10月6日現在）で43件発生している。
- 事案の類型別にみると、飲酒運転・酒気帯び運転が18件と最も多く、次いで、わいせつな行為等が12件、酩酊による粗野な言動等が6件、ひき逃げが1件、その他不法行為が6件となっている。

《類型別の発生状況》

(単位：件)

類 型		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
わいせつ な行為等	痴漢				1							1
	盗撮	1					1		1			3
	強要未遂、窃盗（下着）	1	1								1	3
	児童ポルノ製造										1	1
	公然わいせつ									1		1
	児童生徒との不適切な関係	1					1	1				
(小計)		3	1		1		2	1	1	1	2	12
酩酊によ る粗野な 言動等	暴行・器物損壊			1			1	1				3
	住居侵入						1			1		2
	迷惑行為、わいせつな言辞			1								1
(小計)				2			2	1		1		6
その他 不法行為	詐欺、窃盗・万引き	1				1			1			3
	廃棄物処理法違反（野焼き）							1				1
	私印偽造・有印私文書偽造							1				1
	犯罪収益移転防止法違反							1				1
(小計)		1				1		3	1			6
飲酒運転・酒気帯び運転		5	2	3	1	1	1	3	1		1	18
ひき逃げ（救護措置義務違反）										1		1
合 計		9	3	5	2	2	5	8	3	3	3	43

《任命権者別の発生状況》

(単位：件)

任 命 権 者	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
知事	1	1	2	2		2	2	1		2	13
企業管理者								1			1
病院事業管理者							1	1			2
教育委員会	8	2	3		2	3	5		3	1	27
合 計	9	3	5	2	2	5	8	3	3	3	43

(2) 不祥事の背景・要因

- 近年の不祥事に係る懲戒処分事案について、事情聴取の記録等を基に、当事者の動機や背景事情等を分析したところ、不祥事に至る要因には次のような傾向が見られる。

① 事案類型別の背景・要因

《わいせつな行為等（痴漢、盗撮、強要未遂、児童ポルノ製造等）》

⇒規範意識不足、自制心不足、仕事や私生活上の悩み

- ・ 痴漢、盗撮等のわいせつ事案については、「最初は偶然触れたものだが反応がなかったため続けてしまった」「これくらいなら大丈夫」「ぶつかったふりをして」「欲求を抑えきれなかった」「性的興奮を求めた」など、規範意識が不足し、自己の欲求を自制できなかったことが主な要因と考えられる。
- ・ 「気分を晴らそうとして」行為に及んだ事案もあり、仕事や私生活上の悩みも要因の一つであると考えられる。
- ・ 深夜まで一人で時間外勤務をした後、職場のパソコンを使用して強要の文書を作成した事案もあり、時間外勤務のあり方や情報セキュリティポリシーの徹底についても検討すべき要因の一つと考えられる。

《酩酊による粗野な言動等（暴行・器物損壊、住居侵入、迷惑行為）》

⇒自制心不足

- ・ 飲酒に関連して、泥酔し器物損壊を行ったことすら覚えていない事案、高ぶった感情が衝動的な行動につながり暴行や器物損壊に及んだと考えられる事案、酩酊し自分のアパートに戻るつもりで他人のアパートに入った事案については、飲酒に対する自己抑制力の甘さや、飲酒により自制心を失ったことが主な要因と考えられる。

《その他不法行為（詐欺、廃棄物処理法違反）》

⇒規範意識不足

- ・ 虚偽申請により不正に交付を受けた「り災届出証明書」を利用して高速道路料金の支払いを免れた事案、服やダンボール等を田んぼで燃やした廃棄物処理法違反の事案については、「軽い気持ちで」「家族に頼まれ」など、不法行為の認識が希薄なことが主な要因と考えられる。

《飲酒運転・酒気帯び運転》

⇒規範意識不足、自制心不足、私生活上の悩み

- ・ 飲酒運転・酒気帯び運転の事案については、飲酒後に相当の時間（4～12時間程度）が経過したためアルコールが抜けたと考えて運転したもの、翌朝まで寝るつもりで車中泊をしたが途中で車を移動しなければならなくなり運転したものなど、規範意識が不足していたことが主な要因と考えられる。
- ・ アルコール依存症の治療を受けていたが、普段注意する家族と離れたことから酒に手を出してしまい飲酒運転に及んだ事案については、自制心の不足が主な要因と考えられる。
- ・ 私生活上の悩みを抱えており、私的なトラブルが原因で夜になっても眠れず、多量の薬を服用後に飲酒し、翌日の夕方に酒気帯び運転で検挙された事案については、プライベートの悩みも要因になったと考えられる。

② 共通の背景・要因

《年齢・職位》

- ・ 事案の当事者は20代から60歳まで幅広い年齢層にわたっている。
- ・ 職位については、一般級から課長級まで全般にわたっている。

《職場・家庭環境等》

- ・ 当事者が、非違行為の背景として仕事をうまく進められなかったことや職場の人間関係を挙げた事案があった。職場でのストレスが非違行為の遠因となっている可能性も考えられる。
- ・ また、家族間の問題や私生活上の悩みを挙げた事案もあり、家庭環境やプライベートでのストレスが遠因となっている可能性も考えられる。
- ・ さらに、小型動画カメラを使った盗撮事案やカメラ機能付きタブレット型端末機を使った児童ポルノ製造事案については、情報機器やインターネットの普及が背景にあることも考えられる。

《健康状態》

- ・ 病気休暇の取得歴があり、体調不良であったことや、特別休暇取得中に薬を多量に服用したことが影響したと思われる事案があった。精神的、身体的な健康不良も要因になっていると考えられる。

③ 最近の不幸事案の概要

▶▶ 強要未遂、住居侵入及び窃盗事案

当事者(当時)	一般級、26歳、男
事案の概要	当該職員は、平成27年6月19日から同月20日までの間と同月24日、村山地方に居住する30代女性方の郵便ポストに、携帯情報端末向けアプリ内に、わいせつ画像を送信するよう記載した文書を投入したが、女性が警察に届け出たため、未遂に終わった。 また、平成27年2月19日、置賜地方に居住する女性の勤務先の事務室内で女性のアパートの鍵を盗み、同月27日頃と3月下旬頃、その鍵を使用して玄関ドアの施錠を外して女性宅に侵入し、女性用下着を盗んだ。 (公判中)
背景・動機	子どもの頃にいじめられ、人間関係に過敏になっていた。大きなトラブルはなかったが、仕事がうまく進められなかったことや、プライベートの悩みなどが重なり、気分を晴らそうとして行為に及んだ。 深夜まで一人で時間外勤務をした後、職場のパソコンを使用して強要の文書を作成した。
課題	・ 倫理意識の徹底 ・ 業務上の課題のみならず個人的な悩み等も含めた職員の状況把握 ・ 時間外勤務の適正化 ・ パソコン等の業務目的外使用禁止の徹底
懲戒処分	免職(平成27年8月25日付け)

▶▶ 児童ポルノ製造事案

当事者(当時)	係長級、45歳、男
事案の概要	当該職員は、平成27年5月24日から6月3日までの間、11回にわたり、宮城県内の女子高校生(当時16歳)が18歳に満たない児童であることを知りながら、カメラ機能付きタブレット型端末機で同児童にわいせつな写真を撮影・送信させ、児童ポルノを製造した。 (罰金30万円)
背景・動機	児童ポルノを製造するつもりはなかったが、相手とやり取りを重ねていく中で、性的興奮を求めるといった気持ちもあった。 過去に病気による特別休暇の取得歴があり、精神的にも身体的にもかなり弱っていた時期だった。また仕事のプレッシャーも感じていた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理意識の徹底 ・病気休暇等を取得したことのある職員の状況把握
懲戒処分	停職1年(平成27年10月6日付け)

▶▶ 酒気帯び運転事案

当事者(当時)	学校職員、50歳代、男
事案の概要	<p>病気休職中の当該職員は、病気による特別休暇中の平成26年10月3日夜、自宅において、処方された薬を多量に服用し、その後飲酒した。翌日4日夕方、食べ物を買いに出掛けるため自家用車を運転したが、数分後に気を失い、道路中央付近で停車中のところを発見され、病院に救急搬送された。人身、物損等の交通事故はない。その後、平成27年3月12日に酒気帯び運転により罰金刑が科せられた。</p> <p>平成27年7月9日、当該職員は飲酒のうえ自転車を運転し倒れていたところを発見され、救急搬送された。 (罰金30万円、免許取消(欠格期間2年間))</p>
背景・動機	私生活上の悩みを抱えており、私的なトラブルが原因で夜になっても眠れず多量の薬を服用した後、薬と一緒に酒を飲んではいけないことは認識していたにもかかわらず飲酒した。 翌日夕方、酒は残っていないだろうと思い車を運転した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理意識の徹底 ・業務上の課題のみならず個人的な悩み等も含めた職員の状況把握 ・長期休暇・休職中の職員の状況把握
懲戒処分	免職(平成27年8月20日付け)

▶▶ ひき逃げ事案

当事者(当時)	教諭、60歳、男
事案の概要	<p>当該職員は、平成26年12月20日午前1時50分過ぎ頃、自家用車を運転し、被害者に衝突させ傷害を与える交通事故を起こしたが、直ちに停止して救護するなど必要な措置を講じず、かつ、事故発生の日時、場所などを最寄りの警察署に報告しなかった。</p> <p>また、上記衝突事故を起こした後、自車の車底部からの異音や加速が鈍くなったことに気付いたことなどから、直ちに運転を中止して車底部の状況を確認するなどの自動車運転上の注意義務があるにもかかわらずこれを怠り運転を継続し、被害者を約1.5kmにわたって引きずり、その後、急停車して車底部で被害者の頭部を圧迫するなどして、頭部打撲等に基づく頭蓋内損傷により被害者を死亡させた。 (懲役2年8月)</p>
背景・動機	これまで築き上げたものが失われる恐怖感から逃走した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理意識の徹底
懲戒処分	免職(平成27年3月20日付け)

3 不祥事による影響

(1) 組織への影響

- 不祥事が発生した場合、県の組織に次のような大きな影響を及ぼすことになる。
 - ① 県行政に対する信用失墜
 - ・ 県職員は、県民全体の奉仕者として職務を遂行することを求められており、こうした職務の特殊性に基づき、厳しく高い行為規範に従うことが要求されている。したがって、職務内外に関らず非行を行うことは、教職員としての職を傷つけ、ひいては、全ての教職員及び県行政全体の信用を損ねることになる。
 - ② 公務遂行への影響
 - ・ 県民の皆様からの期待と信頼を裏切る行為であり、その後の公務遂行に著しい悪影響を及ぼすことになる。

！ これまでに寄せられた県職員の不祥事に対する県民等からの御意見

- ・ またまた不祥事を起こしてどういう対応をやっているんだ。子どもでもやらない。不祥事ばかり起こして税金を何だと思っているんだ。
- ・ 民間なら逮捕されただけでクビになる。公務員なら高い倫理観を持つべきだ。
- ・ 一生懸命頑張っている職員がいるのに、皆同じように見られてしまう。

(2) 教職員本人等への影響

○ 不祥事を起こした教職員に対しては、次のような制裁が科されることになる。

① 刑事上の制裁

- ・ 刑罰（注：禁錮以上の刑が確定した場合は失職）

② 民事上の制裁

- ・ 被害者への慰謝料や損害賠償等

③ 行政上の制裁

- ・ 懲戒処分 ※地方公務員法第29条

《事由》

- 地方公務員法、条例、規則等に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

《種類及び効果》

- 免職（身分剥奪）
- 停職（1日以上1年以下の期間、職務に従事させず、給与は支給されない）
- 減給（1日以上1年以下の期間、給与の10分の1以下を減額）
- 戒告（責任を確認し、将来を戒める）

※ 上記のほか、服務監督上の措置として、文書訓告や嚴重注意が行われる。



④ 社会的な制裁

- ・ 報道機関による実名報道や地域社会における批判等

⇒ さらに、不祥事による教職員本人や家族等への具体的影響としては、次のようなことが考えられる。

(逮捕による影響)

□ 身柄拘束・取調べ

- ・ 逮捕されると、警察に身柄を拘束され取調べを受ける。
- ・ その後検察官に送致され、必要があれば勾留されて取調べを受ける。
- ・ 起訴されると裁判により量刑が決定される。

(生活全般への影響)

□ 私生活の崩壊

- ・ 友人や知人、隣近所の住民と顔を合わせづらくなり、付き合いが疎遠になる。
- ・ 現住所に住みづらくなり、転居を余儀なくされる恐れがある。
- ・ 実名報道されることにより、新聞に名前が載り、インターネット上に様々な形で個人情報に掲載され続ける。

□ 家族関係の崩壊

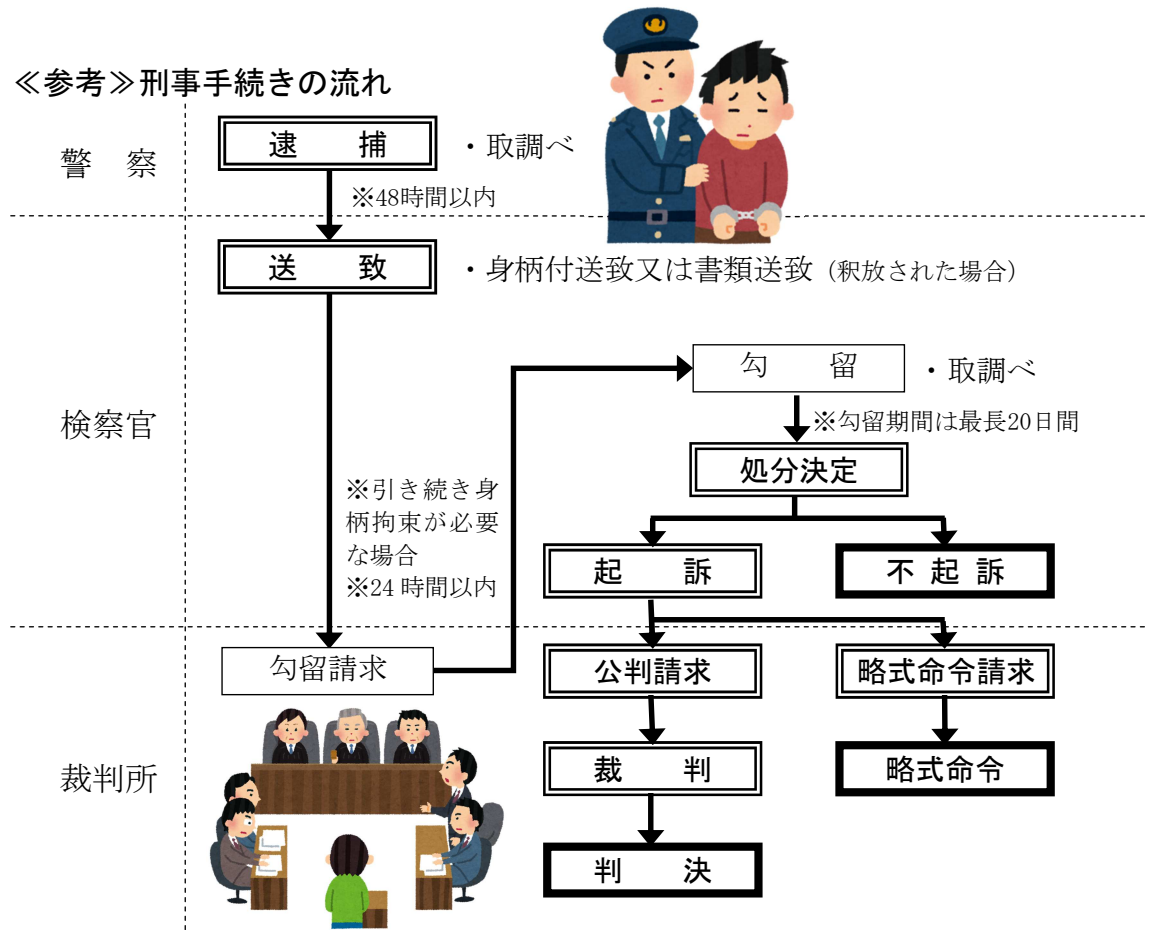
- ・ 家族の信頼を失い、別居や離婚に発展する可能性がある。
- ・ 子どもの就学・就職に悪影響を及ぼす恐れがある。



□ 免職・失職、収入減等

- ・ 懲戒免職や失職により、収入源である職自体を失うほか、退職手当が支給されない場合もある。
- ・ ローンの支払いが滞り、自宅や自家用車等を手放すことになりかねない。
- ・ 教育費の捻出が困難となり、子どもの進学を断念することになりかねない。
- ・ 退職理由が支障となり、再就職が困難になる。

《参考》刑事手続きの流れ



(3) 被害者への影響

- 被害を受けられた方やその家族には、大きな身体的・精神的な影響や金銭的な影響を与えることになる。
- 特に、心に大きな深い傷を受けることになり、さらには捜査や公判等の過程でも負担を強いられることになる。

❖ 犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案より抜粋

(平成20年12月内閣府犯罪被害者等施策推進室)

犯罪被害者等(以後、被害者等)は無力感と孤立感に苛まれ、絶望の淵に突き落とされます。それにもかかわらず、被害者等はそのから自分の力ではい上がらなくてはなりません。その主体的な取組みなくして、被害者等の精神的被害からの回復は期待できません。しかも、被害者等には被害直後から次々と過酷な現実が迫ってきます。さらに、家族や友人との信頼の絆がもろくなります。時間が過ぎれば心の傷が消えるわけではありません。被害者等は過酷な現実には圧倒されないように何とか対処し、心の傷を抱えながら生活し続けます。

Ⅱ 具体的な取組み

1 全庁的な取組み

- 今後、再び不祥事を起こすことのないよう、全庁を挙げて次の取組みを実行しなければならない。
- また、これらの取組みは繰り返し行っていくことが大事であり、一過性で終わらせることなく、継続的に取り組んでいかなければならない。
- なお、県立学校や市町村立小中学校においては、教職員の不祥事防止に係る有識者会議からの提言を受けた取組みを行うとともに、飲酒運転の撲滅については、この取組みと合わせ、平成21年7月に策定した「飲酒運転の撲滅に向けて（行動指針）」に基づく取組みに引き続き取り組んでいかなければならない。

(1) 職場から不祥事を出さないための取組み

① 管理監督職員の率先垂範と部下職員への指導・監督の徹底

- ・ 所属長及び管理監督の立場にある者は、部下職員の範となるよう常に率先して自らを律するとともに、教職員の非違行為は県行政に対する県民の信頼を損ね、今後の行政運営に影響を及ぼすものであること、教職員一人ひとりが法令を遵守すること、職務外の日常生活を含めて自らの行動を律し、県民から信頼される高い倫理観を持たなければならないことについて、指導・監督の徹底を図る。

② 職場内のミーティングによる職員同士の話し合いの実施

- ・ 教職員の非違行為は県行政に対する県民の信頼を損ね、今後の行政運営に影響を及ぼすものであることや、職務外の日常生活を含めて自らの行動を律し、県民から信頼される高い倫理観を持たなければならないことについて、それぞれの職場において話し合い、教職員一人ひとりが自らのこととして認識する機会を設定する。

③ 不祥事を出さない旨の宣言文の作成・掲示による職員相互間の確認

- ・ 上記の職場内におけるミーティングの結果を踏まえ、職場毎に、不祥事（非違行為）を出さないための具体的な取組みを掲げて宣言文を作成し、教職員一人ひとり署名・押印のうえ、職場内の目立つ場所に掲示する。
- ・ 今後は、年度当初に、宣言文を作成・掲示する取組みを継続的に行っていく。

《宣言文の例》

“職場から教職員の不祥事を出しません”

宣言

年 月 日
〇〇〇〇課

私たちは、…次の取組みにより、…職場から教職員の不祥事（非違行為）を出さないことを誓います。

具体的な取組み

- _____
- _____
- _____
- _____

職名	氏名	印	職名	氏名	印

④ 長時間に及ぶ時間外勤務命令の見直し等による時間外勤務の適正化

- ・ 原則として午後9時を超える時間外勤務は行わないこととし、必要がある場合はその内容を詳細に確認のうえ命令を行う。その際、翌朝に時間外勤務を命ずることに対応できないかを含めて確認する。
- ・ 日替わりや週替わりの交替制で当番を決め、「早く帰りましょう」などの呼び掛けを行うなど、所属職員全体で早めの退庁がしやすくなるような機運を醸成する。

(2) 教職員一人ひとりの倫理観を高める取組み

① ワークショップ形式による研修等の充実強化による倫理意識の徹底

- ・ 職員育成センターで実施している階層別研修において、新たに、過去の事例等を基に教職員としてあるべき姿勢についてワークショップ形式で話し合うなど、講師からの一方的な説明ではなく、教職員の意識に残るやり方で研修を行う。
- ・ 新たに、管理職を対象として、教職員の倫理保持や状況把握に関する研修を実施する。
- ・ 毎年度、全ての職場において、不祥事防止等に関する研修を実施する。

② セルフチェックシートによる自己点検

- ・ 不祥事防止のためのセルフチェックシートを活用して自己点検を行い、倫理意識の向上に努める。
- ・ 今後は、年度当初に教職員一人ひとりがセルフチェックシートにより自己点検する取組みを継続的に行っていく。

③ パソコン等の業務目的外使用の禁止等情報セキュリティ対策の徹底

- ・ 山形県情報セキュリティポリシーにより、業務で使用するパソコン等を業務目的外に利用することは禁じられていること等を改めて周知し、情報セキュリティ意識の徹底を図る。

④ 懲戒処分事案等の情報共有

- ・ 懲戒処分事案のほか、他自治体における不祥事事案等に関する情報について、教育庁総務課がメール等で各所属に配信する。
- ・ 今後は、懲戒処分が行われた場合や、他自治体における不祥事事案の発生等の機会をとらえ、随時各所属に配信する。
- ・ こうした情報をもとに、教職員一人ひとりが自らのこととして考えるとともに、各職場では、具体的な事例について随時話し合う機会を設定する。

⑤ 不祥事防止に向けた啓発リーフレットの活用

- ・ 非違行為の事例や影響等についてまとめた啓発リーフレットを作成し、職場内におけるミーティング等において活用し、倫理意識の向上に努める。

(3) 所属長等による教職員の状況把握

① 所属長による面談等

- ・ 所属長と所属職員が個別に面談する人事評価面接の機会等を活用し、業務上の課題のみならず、個人的な悩み等を含め、教職員一人ひとりの状況把握に努める。
- ・ また、年度当初をはじめ機会をとらえて、所属職員の健康状態や家族の状況等を含めて把握に努める。

② 病気休暇・休職中の教職員及び病気休暇等を取得したことのある教職員の状況把握

- ・ 病気等により長期の特別休暇を取得中の教職員や休職中の教職員の状況について、少なくとも1か月に1回は所属において確認に努める。また、状況に応じて、当該教職員の主治医と面談して病状を聴取するなど、詳細な状況把握に努める。
- ・ 過去に病気休暇等を取得したことのある教職員についても、定期的に面談するなど所属において適切な状況把握に努める。

2 各職場での取組み

- 以下は、職場内におけるミーティングの結果を踏まえ、不祥事を出さない旨の宣言文に掲載された各職場での取組みについて、主なものを例としてまとめたものである。こうした取組みも参考とし、職場から教職員の不祥事を出さないよう、各職場で実効性のある具体的な取組みを実行しなければならない。

《職場環境の整備》

- 職員が一人で悩み、ストレスをため込むことのないよう、職場内の円滑なコミュニケーションを促進し、上司や同僚に何でも相談できる明るく風通しの良い職場環境づくりに努める。
- 業務が一人の職員に集中しないよう、業務上の課題や進捗状況を共有し、業務の平準化を図るなど組織全体で対応する。
- 事務の進め方が分からない場合や、困難な事案が発生した場合には、一人で抱え込まず、職場の仲間とともに考え、解決策を導き出すよう、組織的に対応する。
- 服務規律や倫理意識を一人ひとりが再認識するため、チェックシートや非違行為撲滅に向けたリーフレット、倫理規程等を常に目にする場所へ掲示する。
- 毎週末には机周りの整理整頓を行う。

《朝礼等の実施》

- 朝礼等において、挨拶の復唱を行うとともに、法令遵守の徹底や倫理観の保持について確認する。
- 朝礼等において、持ち回りで当番を決めて、不祥事を出さない旨の宣言を読み上げ、教職員一人ひとりが誓いを新たにす。

《職場内でのミーティングの実施》

- 職場内（全体や係・班ごと）で主担当を決め、定期的にミーティングを実施する。（話し合う内容の例）
 - ・ 本県の懲戒処分事例
 - ・ 他の不祥事案の報道情報等
 - ・ 不祥事が発生した場合の組織への影響や、本人・家族への影響
 - ・ 公務員倫理
 - ・ 業務上の課題や業務の進捗状況



《職場研修等の実施》

- 公務員倫理や不祥事の事例等について、定期的に勉強する機会を設ける。
- 他の不祥事案の報道情報等を共有し、倫理意識の徹底を図る。

《時間外勤務の縮減》

- 仕事を一人で抱え込まず、組織全体で対応するように努め、時間外勤務の縮減を図る。
- 最後の2～3人になったとき「一緒に帰りましょう」の呼び掛けを行う。
- 担当ごとに月1日の定時退庁日を設け、ストレス解消や心と体をリフレッシュする日とする。

《年次有給休暇の取得促進》

- 家庭生活の充実や仕事との両立を図る観点から、また、心身の健康の維持という観点から、年次有給休暇の取得を促進する。

《職場内のコミュニケーションの活性化》

- 職員の家族構成や趣味、記念日（職員の結婚、出産、子どもの入学など、人生の節目となる日）等の情報を本人から可能な範囲で申告してもらい、コミュニケーションシート等として全職員に配布することにより、職員間の相互理解の促進と会話のきっかけづくりに役立てる。

《所属長等による面談等の実施》

- 所属長等が定期的に職員との面談を実施する。
(面談において把握する内容の例)
 - ・ 担当業務の進捗状況
 - ・ 健康状態
 - ・ 個人的な悩み
 - ・ 家族の状況等
- 定期的な面談だけでなく、いつも相談しやすい雰囲気づくりに努める。



3 教職員自らの取組み

- 以下は、職場内におけるミーティングの結果を踏まえ、不祥事を出さない旨の宣言文に掲載された教職員自らの取組みについて、主なものを例としてまとめたものである。

こうした取組みも参考とし、不祥事を起こすことのないよう、教職員一人ひとりが不祥事防止に向けた取組みを実行しなければならない。

《法令遵守、倫理観の保持》

- 県職員としての自覚と責任感の醸成のため、勤務時間中は、職員徽章や名札の着用、職員証の携行を常時行う。
- 「この程度なら許される。みんながやっている」という甘い判断をなくし、常に「本当に適切か」「県民から理解を得られるか」という意識を持って行動する。
- 不祥事を起こした場合、職員個人の人生を崩壊させるとともに、組織に大きな影響を与えることについてしっかり認識する。
- 不祥事を起こすことにより、大切な人を苦しませ、悲しませることを自覚し、大切な人に決して迷惑をかけないという強い決意を持つ。
- 不祥事を他人事とせず、自らのこととして考え、県職員としての自覚と責任を肝に銘じる。
- 自分の考えに迷いがあるときは上司や同僚に相談し、不知による不祥事を起こさないようにする。
- 不祥事は絶対に起こさないことを誓う宣誓書（誓約書）を作成する。
- 不祥事の事例や懲戒処分の基準を再確認する。
- 自分のストレスや願望、欲求と真摯に向き合い、コントロールし、興味本位で犯罪につながるような行動は絶対にしない規範意識を持つ。
- インターネット使用等において、公序良俗に反するようなSNSや掲示板、出会い系サイト等には接続しないなど、情報モラルの向上に努める。また、不適切な書き込みや画像公開は絶対にしない。
- ギャンブルにのめり込むことのないよう強い自制心を持つ。
- 薬物乱用の危険性を認識し、薬物乱用は絶対に行わない。
- 飲酒の際は自分の限界をわきまえ、節度を持つことを心掛ける。また、酒に酔って周囲に迷惑をかけるような行為は絶対にしない。

《挨拶の励行》

- 職員同士の挨拶や声がけを積極的に行い、良好な人間関係を構築する。
- 来庁者に対する明るく大きな声での挨拶を励行する。



《職員相互間のコミュニケーションの促進》

- 昼休みや出張中の移動時間等において、私的な近況を積極的に語り合ったり、悩み事があれば一人で悩まず、お互い積極的に相談に乗るように心掛ける。
- 毎日1度は隣同士で声がけするなど、周りの職員の様子に気を配り、普段と様子が変わっているような場合は、積極的に声がけを行う。
- 休暇取得促進の声がけを行い、休暇が取りやすい雰囲気醸成し、リフレッシュの機会をつくる。
- 職場の親睦会行事やランチ会等を通じて、職員同士の交流の幅を広げ、気軽に話し合うように努める。
- 職員各人が同僚意識を深め、コミュニケーションが良好な職場づくりを心掛ける。
- メールや回覧だけではなく、対話による指示や周知に心掛ける。

《業務上の取組み》

- 上司や担当職員への「報告」、「連絡」、「相談」を徹底する。
- 問題が生じた場合は、速やかに上司に報告し、その結果だけでなく真因を究明し、教職員が一緒になって、再発防止に向けた取組みを考え実行する。
- 業務で使用するパソコン等の使用ルール等を確認するなど、情報セキュリティ意識を高める。

《研修等の積極的な受講》

- 不祥事防止や倫理意識の醸成のための研修、メンタルヘルス等の研修を積極的に受講する。

《時間外勤務の縮減、休暇の積極的取得》

- 時間外勤務の縮減に努め、ワークライフバランスを促進する。
- 家族の絆を深め家庭生活を充実するとともに、家庭の大切さを再認識するため、結婚記念日、家族の誕生日などの際に計画的に年次有給休暇を取得する。

《私生活・家庭での取組み》

- 家庭で非違行為が家族に与える影響について話し合うなど、家族で倫理観を共有する。
- 規則正しい生活（早寝・早起き・朝ごはん等）を心掛ける。
- オンとオフの切り替えをしっかりと行い、勤務不要日は心身の休養に努める。
- ストレスを解消できる趣味を持ったり息抜きをしたりすることで心身のリフレッシュに努める。また、余暇の過ごし方を工夫するなど、私生活を充実させ、ストレスをためないように心掛ける。
- 休日には運動等で汗を流し、日頃から心身ともに健康でいることに努める。
- 過度のアルコール摂取は判断力を低下させトラブルを起こす原因にもなることから、飲酒については適量にとどめる。

《地域での取り組み》

- 地域の構成員として、地域活動等に積極的に参加するなど、地域の人とのつながりを大切にする。
- 地域の子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の防犯活動や少年非行防止活動などに積極的に参加する。

《その他》

- イライラや怒りの感情が生じた場合、6秒数えてみる。(アンガーマネジメントによる“怒りの6秒ルール”の実行)
 - ☞ 1970年代にアメリカで始まったイライラや怒りの感情をマネジメントする手法で、人はイラッとしてから初めの6秒間に一番感情的になって怒りのピークになるので、その間深呼吸したりその場から離れたりする事が大切とのこと。
- 社会的絆を強め非違行為を抑制する。(社会的絆理論)
 - ☞ アメリカの社会学者が提唱した理論で、個人を社会につなぎとめておく4つの社会的絆(家族や仲間への愛着、規範観念など)が非違行為の抑制要因になるというもの。

4 子どもや若者が犯罪の被害者とならない・加害者とならない取組み

- 教職員から不祥事を出さないことはもちろん、子どもや若者が犯罪の被害者とならないよう、また、加害者にもならないよう、青少年健全育成の重要性を教職員一人ひとりが意識して、以下のことに取り組んでいく必要がある。
- 近年、小中学生や高校生の携帯電話やスマートフォンの所有割合が増加傾向にあり、それとともに、出会い系サイトやSNSなどを介して、子どもや若者がトラブルに巻き込まれるケースが多く発生していることから、ネット上の犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、学校現場・地域での対策が求められている。
- また、小中高校生の登下校時等の不審者による声掛け事案等も増加傾向にあり、子どもの安全を確保するための見守り活動が重要となっている。
- さらに、危険ドラッグについては、近年、乱用者による事件・事故が急増しており、麻薬や覚せい剤と同様、子どもや若者による乱用を防ぐための取組みが求められている。

❖ 子ども・若者の育成支援の取組み

（「山形県子ども・若者ビジョン」（H27年3月策定）に基づく施策）

- ・ 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動によるモラル・マナーの向上運動や子どもを犯罪から守る運動のほか、「明るいやまがた」夏の安全県民運動による犯罪を防止するための取組みの推進
- ・ 家族の素晴らしさや家庭の大切さを、家庭や地域で見つめ直す運動の推進（毎月第三日曜日は「家庭の日」）
- ・ “いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動など社会全体で子どもの健やかな成長を支援する取組みの展開
- ・ 子ども・若者が犯罪や事故の被害に遭いにくいまちづくりの推進（学校安全体制の整備や通学路の安全対策等）
- ・ 有害環境対策の推進（有害図書類規制やサイバーパトロール、薬物乱用防止の啓発の推進等）
- ・ 安全安心なインターネット利用の推進（啓発活動の推進や学校における情報活用能力の育成と情報モラルも含めた情報教育の充実）

など

Ⅲ 参考資料

■ 不祥事を起こさないためのセルフチェックシート

私たち山形県職員には、県民全体の奉仕者として、県民の期待と信頼に応えることが求められている。そのためにも、教職員一人ひとりが基本的な心構えや守るべきルールを認識し、自らの行動を点検することが大切である。

以下のチェック項目に従い、自らの心構えや行動について、自己点検を行うこと。

【公務員としての心構え】

チェック欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	県民全体の奉仕者として常に誠実かつ公正に業務を遂行している。
<input type="checkbox"/>	事務の透明性を確保することを常に心がけ、積極的に説明責任を果たすことにより、県民からの理解と信頼を確保するよう努めている。
<input type="checkbox"/>	職務の遂行に当たって、法令等を遵守し、適正に執行するよう努めている。

【業務遂行に当たっての心構え】

チェック欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	勤務時間内（時間外勤務中、出張中を含む）においては、注意力の全てをあげて、与えられた職務に専念している。
<input type="checkbox"/>	電話や窓口において、県民に対して丁寧かつ誠実な態度・言葉遣いで対応している。また、県民に不快感を与える服装や身だしなみをしないようにしている。
<input type="checkbox"/>	出張する場合、事前に手続きを行い、上司等に出張先や帰庁予定時間を伝えるようにしている。また、用務終了後は速やかに帰庁し、復命している。直行直帰する場合も、勝手に判断をせず、必ず上司の指示を受けるようにしている。
<input type="checkbox"/>	個人情報に記載された書類や電磁的記録を無断で持ち出したりしていない。また、ホームページで情報を公表したり、庁外に郵送やメールを送信したりする際は、内容、宛先等を複数の職員で十分に確認することを徹底している。
<input type="checkbox"/>	休暇の取得については、やむを得ない場合を除き、事前に届出を行うなど適正な手続きをとっている。また、理由のない欠勤は、職務専念義務に反する懲戒処分の対象となると心得ている。
<input type="checkbox"/>	通勤手当、住居手当、扶養手当などの届出を適正に行うとともに、支給要件等に変更があった場合は、速やかに変更の届出を行っている。
<input type="checkbox"/>	所属のパソコンで業務に関連のないWebサイトの閲覧や電子メールの利用を行っていない。
<input type="checkbox"/>	勤務時間中はみだりに席を離れず、職務に専念している。また、離席する際には、どこに何の目的で離席するのか、周りの職員に告げている。
<input type="checkbox"/>	職務の遂行に当たって不正・不祥事を知った時は、隠ぺいすることなく速やかに上司等に報告し、組織として迅速かつ適切に対処している。
<input type="checkbox"/>	セクハラ指針及びパワハラ指針の内容において、どのような行動がハラスメントにあたるかを理解し、適切なコミュニケーションをとるよう心がけている。
<input type="checkbox"/>	事務処理に当たってわからないことがあれば、自分一人で抱えこまず、上司や同僚などに相談している。
<input type="checkbox"/>	研修を効果的に活用することにより、自ら職務の遂行に必要な能力の向上に努めている。

【業務上の利害関係者との対応】

チェック欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	自分にとって、誰が利害関係者 ^{※1} にあたるかをしっかりと把握している。
<input type="checkbox"/>	自分の飲食費用を自ら負担して、利害関係者と共に飲食をする際、その費用が1万円を超える場合は、事前に上司を通じて倫理監督員に届出を行っている。
<input type="checkbox"/>	利害関係者と共に麻雀、ゴルフ、旅行(公務のための旅行を除く。)をしていない。
<input type="checkbox"/>	利害関係者から、香典・祝儀や中元・歳暮等の金銭や物品を受け取っていない。 また、利害関係者から贈答品が届いた場合、受取拒否や返送など適切に対応している。 (対応方法を家族にも説明している。)
<input type="checkbox"/>	利害関係者からの依頼に応じて、謝礼を受けて講演等を行う場合は、事前に総括倫理監督職員 ^{※2} の承認を得るようにしている。

※1 利害関係者：許認可の相手方、補助金交付の相手方、立入検査等の相手方、契約の相手方 等

※2 総括倫理監督職員：総務部長

【私生活における心構え】

チェック欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	勤務時間外であっても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動している。
<input type="checkbox"/>	私生活においても、公務員として信用を失うことのないよう、過度の借金・飲酒・ギャンブルは行っていない。
<input type="checkbox"/>	守秘義務があることを認識し、会席・酒席等の場でも、業務に関する話題を不用意に周囲に聞こえるように話をしていない。
<input type="checkbox"/>	フェイスブック等のSNSに職場の同僚の実名をあげて誹謗中傷したり、職務に関して守秘義務のある内容を取り上げたりしていない。
<input type="checkbox"/>	報酬を得て事業に従事する場合や一定以上の農業・不動産収入が発生する場合等は、営利企業等従事許可の申請が必要なことを知っている。

【非違行為に対する認識】

チェック欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	非違行為を起こした場合、職場に深刻な影響を及ぼし、他の多くの教職員に多大な迷惑をかけることを認識している。
<input type="checkbox"/>	比較的軽い犯罪(万引き等)でも実名報道されることがあることを知っており、家族など大切な人も辛い思いをすることを認識している。
<input type="checkbox"/>	非違行為を起こした場合の行為者や監督管理者に下される懲戒処分の内容について理解している。
<input type="checkbox"/>	日頃のストレスを解放できる手段(趣味等)を有している。

【管理監督職員の心構え】(管理監督職員用)

チェック欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	自らの職務と職責を自覚し、部下職員の範となるよう率先して自らを律している。
<input type="checkbox"/>	服務規律の確保や綱紀の保持について部下職員への指導・監督を徹底している。
<input type="checkbox"/>	業務上の課題のみならず、個人的な悩み等も含め、教職員一人ひとりの状況をしっかりと把握したうえで、必要な指導・監督を行っている。
<input type="checkbox"/>	非違行為の防止に向けて、職員間で話し合う機会を設けている。
<input type="checkbox"/>	職員間のコミュニケーションの促進など、良好な職場環境づくりに努めている。

■懲戒処分の基準（抜粋）

〔平成18年10月31日教総第1225号〕
教育長通知

施行：平成18年12月1日

最終改正：平成25年12月1日

2 交通違反・交通事故に係る懲戒処分の基準

(1) 飲酒運転に係る懲戒処分の基準

- ①酒酔い運転をした者は、免職とする。
- ②酒気帯び運転をした者は、原則として、免職とする。ただし、酌量すべき事実が認められる場合等は停職とする場合がある。
- ③事故等が明らかになった時点で道路交通法上の飲酒運転に係る違反に問われない場合等でも、飲酒の事実が確認できる場合であって、かつ、同法の基準に照らし、飲酒運転相当と認められる場合は、酒気帯び運転とみなして規定を適用する。

3 その他の非違行為に係る懲戒処分の基準

(2) 児童生徒に対するわいせつな行為等に係る懲戒処分の基準(標準例)

違反及び事故の態様		処分の量定
わいせつな行為	児童生徒に対して、わいせつな行為(※1)を行った者	免職
わいせつな言動等の繰り返し	児童生徒に対して、わいせつな言動等の性的な言動を繰り返した者	免職又は停職
わいせつな言動等	児童生徒に対して、わいせつな言動等の性的な言動を行った者	停職、減給又は戒告
不適切な言動等	わいせつな行為等ではないが、児童生徒に対し、不適切な言動等を行った者	停職、減給又は戒告

(4) 私的な非行に係る懲戒処分の基準(標準例)

違反及び事故の態様		処分の量定	
放火	放火をした者	免職	
殺人	人を殺した者	免職	
傷害	人の身体を傷害した者	停職又は減給	
暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをし、人を傷害するに至らなかった者	減給又は戒告	
器物損壊	故意に他人の物を損壊した者	減給又は戒告	
横領(公金等を除く)	自己の占有する他人の物(公金等を除く)を横領した者	免職又は停職	
窃盗・強盗	窃盗	他人の財物を窃取した者(いわゆる「万引き」を含む)	免職又は停職
	強盗	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者	免職
詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた者	免職又は停職	
賭博		賭博をした者	減給又は戒告
	常習	常習として賭博をした者	停職

麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した者	免職
酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗り物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした者	減給又は戒告
淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした者	免職又は停職
わいせつな行為（淫行を除く）	わいせつな行為（※1）を行った者	免職、停職又は減給

■ 各種相談窓口

【公益通報】

相談窓口	相談内容	連絡先等
事務局：教育庁総務課 行政管理主査	知り得た行政運営上の違法又は不法な行為等に関する相談又は通報	023-630-2907
高等学校：教職員室 室長補佐（高校管理）		023-630-2860
特別支援学校：教職員室 室長補佐（小中管理）		023-630-2865
（外部通報窓口） 弁護士		（詳しくは教育庁総務課通知参照）

【セクハラ・パワハラ】

相談窓口	相談内容	連絡先等
教育庁総務課 行政管理担当	セクシュアルハラスメント（職場において行われる不快に感じる性的な言動）やパワーハラスメント（職場において、職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為）に関する相談	023-630-2907
教育庁総務課 教職員室 小中管理担当		023-630-3078

【メンタルヘルス】

相談窓口	相談内容	連絡先等
〈共済本部〉教職員健康相談 24 【電話相談】	心と体の電話相談 (24 時間：年中無休)	0120-24-8349
〈共済本部〉面談によるメンタルヘルス相談	臨床心理士等による面談 カウンセリング	0120-783-269 要予約
〈東北中央病院〉心の健康相談	東北中央病院カウンセラーによる心の相談	0120-81-4898 要予約
〈県・共済〉メンタルヘルス健康相談	民間医療機関による相談	県内 5 か所 (詳しくは、共済支部 HP・ 広報誌・各種パンフレット等参照)
〈共済〉メンタルヘルス(心の健康づくり)アドバイザー派遣	臨床心理士等を各所属所へ派遣	教育庁福利課健康管理担当 (023-630-2882)まで 要予約

【消費生活等に関する相談】

相談窓口	相談内容	連絡先等
山形県消費生活センター	消費生活全般に関する消費生活相談員による相談	023-624-0999
山形県弁護士会	多重債務者のための法律相談	023-635-3648 (予約電話番号)
山形県司法書士会	借金問題等に関する法律相談	023-623-7054